

部活動における合同チーム編成規程

～徳島県中学校体育連盟～

1. 趣旨

学校単独では、大会に出場するための人数が足りず、チーム編成が出来ない場合に、該当校の校長の判断により、合同チームを編成し、生徒の大会出場を可能とすることを目的とする。

このことは、部員不足のため大会に出場できない運動部（生徒）に参加の機会を与えるための特別処置であり、勝利至上主義・競技力向上を目的とした合同チームを編成するために適用するものではない。

2. 合同チームとしての活動の条件

合同チームとは、各校の教員の指導、引率のもとに計画的に練習等が行われ、日常の教育活動として位置づけられるチームのことであり、大会に出場する時だけに編成されるチームのことではない。

3. 合同チーム編成の条件

- (1) 合同チームは、両校の校長の承認を得るとともに、該当の専門部が適正であると判断した後に編成しなければならない。
- (2) 合同チームは、次の団体競技に限って可能であるが、() 内の出場最低人数を下回った場合のみ編成することができる。

①バスケットボール	(5 人)	⑤軟式野球	(9 人)
②ハンドボール	(7 人)	⑥ソフトボール	(9 人)
③バレーボール	(6 人)	⑦新体操 (男子)	(5 人)
④サッカー	(1 1 人)		

- (3) 合同チームを編成するにあたっては、両校もしくは一方のチームが大会に出場するための最少人数に達していない場合限り編成することができる。
- (4) 同一地区【ブロック】(※1) 内での編成を原則とするが、自由参加競技あるいは地区【ブロック】予選がない競技については、該当専門部の承認により近隣校で合同チームを編成することができる。(※1) 県総体予選競技のブロック制に準ずる
- (5) 学校・地域の事情により、2校での編成が困難な場合には、特例として3校以上で編成することができる。
- (6) 監督は、合同チームから1名とし、生徒引率については両校が責任を持って行う。監督・引率についてはともに校長あるいは教員・部活動指導員が行う。

但し、学校事情により、校長あるいは教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合のみは、適切であると校長が認めた外部指導者（コーチ）が行うことができる。

(7) 合同チームの編成期間は次の3期制とする。

- ① 1 期・・・・・・・・4月1日～県選手権大会終了まで
- ② 2 期・・・・・・・・県選手権大会終了～県総体終了まで
- ③ 3 期・・・・・・・・県総体終了～3月31日まで

(大会申込時に提出でも可)

但し、前年度の3期から複数合同チームの実績があるものについては、当年度についても県中体連会長の承認がある場合、引き続き複数校合同チームを編成して2期終了まで継続することができる。

(8) (7)の条件以外で、部員数が両校ともに大会へ出場するための最低人数に達した時点で合同チームは解消され、以後、単独校で出場しなければならない。

4. 合同チーム編成(解消)の手続き

- (1) 合同チームを編成しようとする場合には、登録用紙に必要事項を記入のうえ、郡市中体連・県中体連(専門部・事務局)に提出しなければならない。また、解消になった時点で同様の解消届を提出しなければならない。
- (2) 大会参加への申込み手続きは、両校の校長が承認のうえ代表校の校長が行う。

5. その他

- (1) 合同チームの編成について、競技別に補足が必要な場合には、各専門部において協議し、理事・評議員会で承認を得た後、会報あるいは文書にて周知する。その後、改訂あるいは協議の必要が生じた時には、同様の手続きにより行う。
- (2) チーム名は校名連記とする。(例)徳島・城東中学校
- (3) 申請は合同様式-1を利用し、正確に記入し、必要に応じて申請すること。
- (4) レンタル制については別に定める。
- (5) 徳島県中学校体育連盟が定める「部活動における合同チーム編成規程」と「徳島県における中体連主催大会へ参加可能な拠点校部活動について」に則っていることを条件に、徳島県中学校体育連盟、該当競技専門部、事業主体の連携した判断により、複数校合同チームと拠点校部活動を合わせた形での大会参加を認める。

附則 この規程は、平成15年 5月 9日より試行する

平成29年 5月12日一部改訂

平成30年 1月24日一部改訂

令和 2年 1月24日一部改訂

令和 3年 7月27日一部改訂

令和 5年 5月 2日一部改訂

令和 6年 5月10日一部改訂

令和 7年 5月 9日一部改訂